

「茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和2年1月30日（木）～ 令和2年2月28日（金）

2 意見の件数 15件

3 意見提出者数 1人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	1人	人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	被害想定に関する意見	1件
2	災害廃棄物の処理（リサイクル）に関する意見	1件
3	仮置場に関する意見	1件
4	災害廃棄物（し尿）の処理に関する意見	1件
5	その他（説明）に関する意見	2件
6	パブリックコメント手続の実施方法に関する意見	9件
	合計	15件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市 環境部 資源循環課 資源循環担当
0467-82-1111 (内線 1222)
e-mail:shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■被害想定に関する意見（1件）

(意見1)

当パブコメと関連するからあえて書きます。密接だから、それは

(1) 5. 対象とする災害、6. 想定される・・・量推計についても

(2) 大正型関東地震、津波の当初のハザードマップはたしかあまり被害なしだったと思う。その後東北津波で修正したような気がするが、推計量はこれで十分でしょうか。

(3) そして、その啓発についても十分してもらいたい。その量にも多少変化があると思う。

(4) 洪水についても相模川の治水対策について市民から議会からも更なる対策（減らす、なくす）により、その量の変化にないでしょうか。

(5) なによりも災害をなくす努力が必要で、そして量も変化してくるし、災害廃棄物計画にも変化があると思う。

(6) 今更に最近の報道を見ますと東南海地震の起こる可能性が近いうちにあり、たしか関東地方にも（神奈川県、当然茅ヶ崎含む）10mぐらいの津波がくると報じられています。この内容も踏まえなくてよいのでしょうか。（すぐ起きるかも知れぬ20年30年以内災害が発生、そして大正期より相当前に起きた地震、津波から計算していたと思う。）（資料は読んだが、忘れた部分あり）

(市の考え方)

大正型関東地震における津波被害に伴い発生する災害廃棄物の発生量につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が平成27年に公表した大正型関東地震における津波浸水予測図に基づき推計したものとなります。また、東南海地震を含む南海トラフを震源域とする南海トラフ地震は、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が70～80%と評価される切迫性が高い地震ですが、本市にあっては大正型関東地震の方がより大きな被害が想定されております。なお、国のワーキンググループによる南海トラフ地震による本市の被害想定は、最大震度6弱、最大津波高5mであり、その津波浸水想定区域は海岸と河川の一部のみとされております。

相模川の洪水に伴い発生する災害廃棄物の発生量につきましては、現時点における国や県が公表している洪水浸水想定区域図に基づき推計したものであり、今後、洪水浸水想定区域図が見直された際には、再度推計する必要があると考えております。

引き続き防災対策に取り組むとともに、その一環として、本計画につきましても、定期的な見直し及び積極的な情報提供に努めてまいります。

■災害廃棄物の処理（リサイクル）に関する意見（1件）

（意見2）

報道もされていたと思うが東松山市は、あの東北の地震津波の災害廃棄物をほぼ完全リサイクル（100%近く）したと聞きます。

- ・東松山市には、市町村はじめ視察に訪れているところが多いと聞きます。（先進東松山市へ）
- ・当市は（茅ヶ崎市）視察や研修又は市〇〇の災害ボランティアの派遣が実施されたりし当市も取り入れたところがあるのでしょうか。
- ・たとえば東松山市では民間事業者団体と事前に協定を締結している民間事業者団体ごとに実施区域が決められている。
- ・機械でできるところはもちろん機会処理だが、そのほとんどが完全手作業による完全に近いリサイクルを実施したそうです。
- ・それは入歯の分別、貴重品の分別まで〇なかったそうです。
- ・植物、木材は（も）完全リサイクル堆肥化し、へドロに混ぜ完全肥料としたり、土として使ったそうです。土は一切買わず
- ・作業〇はもちろん賃金（正当な報酬）を支払ったと聞く。
- ・市民の協力（災害廃棄処理）（上記〇〇支払）により、絆、ふれあいが深まったとも聞く。
- ・当市災害廃棄物処理計画も①から⑫まで記しましたが、⑬の東松山市との相違はあるのでしょうか。
- ・完全リサイクル等の点から、今行われている当市ごみ減量化基本方針（パブコメ提出済）関連するところは参考にして下さい。

（市の考え方）

国が策定した災害廃棄物対策指針の中では、災害廃棄物のうちリサイクル可能なものは極力リサイクルを行う旨が明記されております。東松山市を含め全国の自治体が、この指針に基づき災害廃棄物処理計画を策定していることから、これまで策定された殆どの計画におきまして、災害廃棄物のリサイクルを推進しているものと認識しております。

本市においても、処理の基本方針の中で記載しているとおり、最終処分量の削減が求められる中、災害廃棄物の処理においても、最終処分量の低減が不可欠であり、仮置場への搬入を行う時点で、できる限り分別に努め、リサイクルを推進することとしております。

災害廃棄物につきましては、発生する災害によっては、そのリサイクルの実施が容易でないことも考えられるため、発災時におきましては、先行市の事例やこれまでの災害派遣の経験などを参考に、本市の実態に即した処理フローを構築してまいりたいと考えております。

■仮置場に関する意見（1件）

（意見3）

仮置場はどこに作るのか。

（市の考え方）

本市におきましては、仮置場の確保に至っておらず、本計画素案の中では、想定地震におけるがれき類の発生量に応じた必要面積といった仮置場に関する基本的な考え方を記載したところです。

今後につきましては、早期の仮置場の確保に向け、公園、グラウンド、廃棄物処理施設などの公有地を中心に、関連課等との調整を進めることで、仮置場候補地の選定作業を進めてまいります。

■災害廃棄物（し尿）の処理に関する意見（1件）

（意見4）

生活ごみ し尿の処理、下水道との関係分らないです。

（市の考え方）

本計画素案の中では、災害廃棄物をがれき類、生活ごみ、し尿として分類しております。また、し尿に関しましては、平常時は浄化槽による処理や汲み取り及び公共下水道を通し、関連施設にて処理を行っております。

なお、発災時におきましては、公共下水道施設や県が管理している柳島水再生センター（下水道処理場）への影響があった場合には、下水処理が滞る可能性があることから、トイレ処理袋を生活ごみと併せて処理する一方、仮設トイレを設置し、そこから発生するし尿の汲み取りが必要となります。

■その他（説明）に関する意見（2件）

（意見5）

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理、組織及び協力支援体制・・・策定と1.趣旨で書かれている。そのとおりに思う反面抽象的で分からない。

（意見6）

3処理の方針、4組織及び協力体制についても同様に思う。

（市の考え方）

本計画素案につきましては、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、本市の基本的な考え方、組織及び協力体制、災害廃棄物の処理方法などの基本的事項を定めたものとなります。具体的な内容につきましては、今後改定を予定している「茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアル」に記載されるものと考えております。

■パブリックコメント手続の実施方法に関する意見（9件）

（意見7）

当パブコメの説明会は実施しないのですか。説明会実施は市の方針ではないでしょうか。

（意見8）

今年度も他のパブコメでは説明会を実施したのがありますが。

（意見9）

説明会を実施すれば、当パブコメ内容も更に解りやすくなると思う。

（意見10）

前述したように説明を聞かないと分からない部分が多い。

（市の考え方）

本計画素案につきましては、多くの市民の皆さまにご参加していただけるよう、平日の夜間と土曜日の午前に、計2回の説明会を実施致しました。説明会の実施に当たりましては、市広報紙やホームページ等をとおしての周知を行いました。今後も開催日程等の配慮を行い、より多くの方々が参加できるように努めてまいります。

（意見11）

他のパブコメの応募者数を見ると（3～5人）以下がほとんどだと思う。

（意見12）

非常に多かったのは、ゴルフ場の利活用だけだと思し、これは説明会、研修会、そして市民運動もあったからと思う。

（意見13）

パブコメ説明会を実施すれば、啓発（PR）にもなると思う。

（意見14）

当市は自治基本条例があるので、なおさら実施方法を市民参加を踏まえ更なる検討を望む。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きにつきましては、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、パブリックコメント手続きの実施に当たりましては、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会をとおしての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

今後もパブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施に当たりましては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見15)

パブコメ実施時期(募集期間) 1月～2月にかけて7件と集中していることは、パブコメの意味もなくしていないか。このことから自治基本条例、市民参加をあまり踏まえていないように思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きの実施に当たりましては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

しかしながら、より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、パブリックコメント手続きの実施に当たりましては、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会をとおしての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発に取り組んでまいります。